

地方消費税率引上げ分における使途の明確化について

平成 26 年 4 月 1 日より消費税及び地方消費税の税率を引き上げるとともに、引上げ分の消費税及び地方消費税について、社会保障 4 経費（※1）に充てることとされた法律（※2）が制定されました。

引き上げ後の消費税率 10%のうち、地方消費税率は 2.2%となっており、このうち 1/2 が市町村に交付されております。本町では、令和 7 年度当初予算における地方消費税率分を 6 千 7 百万円と見込み、以下の事業に充当することとしています。

【 歳 入 】地方消費税交付金（社会保障財源分） 67,000 千円

【 歳 出 】社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費（一般財源） 180,775 千円

<社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費>

（単位：千円）

区 分	事 業 名	事 業 費 (※3)	財 源 内 訳		
			特 定 財 源	一 般 財 源	
					うち消費税率 引上げ増収分
社 会 福 祉	障 害 者 福 祉 事 業	210,709	149,464	61,245	67,000
	高 齢 者 福 祉 事 業	12,091	3,520	8,571	
	児 童 福 祉 事 業	104,648	76,167	28,481	
	母 子 福 祉 事 業	4,332	165	4,167	
	小 計	331,780	229,316	102,464	
社 会 保 険	国 民 健 康 保 険 事 業	38,456	20,089	18,367	
	介 護 保 険 事 業	100	0	100	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	24,930	18,697	6,233	
	小 計	63,486	38,786	24,700	
保 健 衛 生	高 齢 者 等 医 療 事 業	41,316	8,907	32,409	
	疾 病 予 防 対 策 事 業	22,375	1,173	21,202	
	小 計	63,691	10,080	53,611	
合 計		458,957	278,182	180,775	67,000

※1 消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費であり、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のこと

※2 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」

※3 事務費や事務職員の人件費を除く